Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	保険会計における負債の評価
Sub Title	Valuation of insurance liabilities in accounting
Author	川﨑, 芙有(Kawasaki, Fuyu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2013
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.56, No.5 (2013. 12) ,p.75- 99
JaLC DOI	
	重要な論点と考えられる負債の評価について検討を行う。まず、 保険負債の収入額評価と支出額評価について、 それぞれが意味するところを論ずる。つぎに、 この収入額・支出額評価という軸に、 現在までの取引額・将来の取引額という軸を交差させることで、保険負債を、 現在の元手、将来の支払義務、将来の元手、そして現在の支払義務の4つに類型化し、 各類型に属する評価について考察する。また、見積りの変更が生じ、
Notes	それを評価に反映させる場合になされる会計処理についても検討する。そして、本稿の最後では、各評価に基づくと、どのようなB/S とP/Lがそれぞれ作成されるのかということを、主に事前計算と事後計算という観点から、整理する。本稿には、3つの意義があると思われる。第1に、保険負債の性質を2つの軸を用いることによって4つに類型化し、各類型にはどのような評価が該当するのかということについて詳細に検討した点である。第2に、各類型に属する評価に係る会計処理について、会計構造等の観点から検討を加え、最終的には、各評価において作成されるB/S とP/L の特徴を、事前計算と事後計算という観点から示した点である。そして、第3に、伝統的な保険数学における収支相等の原則を会計の視点から捉えた、収収相等の原則によって、現在の元手の評価に関する会計処理を検討した点である。In this paper, I analyze the insurance liabilities in terms of whether they are valued by cash in flow basis or cash out flow basis as well as whether they are valued by the amount of the transactions that have occurred or will occur. This analysis leads us to categorize the valuation of the insurance liabilities into four types. Then, I move on to discuss the accounting in each type from two perspectives: one is whether the accounting structure is balance sheet equation or capital equation, and the other is whether the accounting is ex-ante or ex-post.
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234 698-20131200-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保険会計における負債の評価 Valuation of Insurance Liabilities in Accounting

川﨑 芙有(Fuyu Kawasaki)

本稿では、保険会計において、重要な論点と考えられる負債の評価について検討を行う。まず、保険負債の収入額評価と支出額評価について、それぞれが意味するところを論ずる。つぎに、この収入額・支出額評価という軸に、現在までの取引額・将来の取引額という軸を交差させることで、保険負債を、現在の元手、将来の支払義務、将来の元手、そして現在の支払義務の四つに類型化し、各類型に属する評価について考察する。また、見積りの変更が生じ、それを評価に反映させる場合になされる会計処理についても検討する。そして、本稿の最後では、各評価に基づくと、どのような B/S と P/L がそれぞれ作成されるのかということを、主に事前計算と事後計算という観点から、整理する。

本稿には、三つの意義があると思われる。第一に、保険負債の性質を二つの軸を用いることによって四つに類型化し、各類型にはどのような評価が該当するのかということについて詳細に検討した点である。第二に、各類型に属する評価に係る会計処理について、会計構造等の観点から検討を加え、最終的には、各評価において作成される B/S と P/L の特徴を、事前計算と事後計算という観点から示した点である。そして、第三に、伝統的な保険数学における収支相当の原則を会計の視点から捉えた、収収相当の原則によって、現在の元手の評価に関する会計処理を検討した点である。

In this paper, I analyze the insurance liabilities in terms of whether they are valued by cash in flow basis or cash out flow basis as well as whether they are valued by the amount of the transactions that have occurred or will occur. This analysis leads us to categorize the valuation of the insurance liabilities into four types. Then, I move on to discuss the accounting in each type from two perspectives: one is whether the accounting structure is balance sheet equation or capital equation, and the other is whether the accounting is *ex-ante* or *ex-post*.

2013年12月25日掲載承認

三田商学研究 第56巻第5号 2013年12月

## 研究ノート

# 保険会計における負債の評価

川崎美有

### <要 約>

本稿では、保険会計において、重要な論点と考えられる負債の評価について検討を行う。まず、保険負債の収入額評価と支出額評価について、それぞれが意味するところを論ずる。つぎに、この収入額・支出額評価という軸に、現在までの取引額・将来の取引額という軸を交差させることで、保険負債を、現在の元手、将来の支払義務、将来の元手、そして現在の支払義務の4つに類型化し、各類型に属する評価について考察する。また、見積りの変更が生じ、それを評価に反映させる場合になされる会計処理についても検討する。そして、本稿の最後では、各評価に基づくと、どのようなB/SとP/Lがそれぞれ作成されるのかということを、主に事前計算と事後計算という観点から、整理する。

本稿には、3つの意義があると思われる。第1に、保険負債の性質を2つの軸を用いることによって4つに類型化し、各類型にはどのような評価が該当するのかということについて詳細に検討した点である。第2に、各類型に属する評価に係る会計処理について、会計構造等の観点から検討を加え、最終的には、各評価において作成されるB/SとP/Lの特徴を、事前計算と事後計算という観点から示した点である。そして、第3に、伝統的な保険数学における収支相等の原則を会計の視点から捉えた、収収相等の原則によって、現在の元手の評価に関する会計処理を検討した点である。

### <キーワード>

現在の元手,将来の支払義務,将来の元手,現在の支払義務,保険負債,保険資産,期待利益, 正常利益(RP)、超過利益(SP)、会計構造、事前計算、事後計算、収収相等の原則

### 1. はじめに

本稿では、昨今議論が活発に行われている保険 会計において、とりわけ重要な論点と考えられる 保険負債の評価について検討を行う。

伝統的な会計学では、貸借対照表の貸方にある 負債は2つの意味を有すると考えられている。1 つは、企業が事業を行うための「元手」という意 味であり、いま1つは、企業が何かに対して負っている「義務」という意味である。これを資金の流出入という点から眺めると、前者は企業への資金の流入を示し、後者は企業から資金が流出することを示す。負債の会計処理を行う際にどちらの意味を重視するかによって、負債の評価の性質が変わってくる。すなわち、前者の意味を重視すると、負債は収入額によって評価されることになり、一方、後者の意味を重視すると、負債は支出額に

よって評価されることになる。

保険契約では、保険者(企業)は、保険契約者から保険料を受け取り、それを元手にして、様々な投資を行い、契約に定められた事象が発生した場合には、保険契約者に保険金を支払う。保険負債は、この文に引かれた実線に着目すれば、収入額により評価されることになるし、反対に、この文に引かれた点線に着目すれば、支出額により評価されることになる。2. では、保険負債の収入額評価と支出額評価について、それぞれの評価の意味するところを深く掘り下げたい。さらに、3.では、この収入額・支出額評価という軸に、現在までの取引額・将来の取引額という軸を交差させることで、保険負債(の考え方)を4つに類型化する。

4. では、総括を兼ねて、本稿で述べた内容を、 事前計算と事後計算という観点から整理する。

# 2. 保険負債の収入額評価と支出額評価

# (1) 収入額評価

## ① 元手

保険者は多数の保険契約者から受領する保険料を元手にして、様々な投資を行う。そして、契約に記載された事象が生じると、保険者は当該保険契約者に、契約で取り決めた金額を保険金として

支払い,この支払に伴って元手が減少する。契約に記載されている事象の例として、保険契約者の死亡が挙げられる。保険者が負担することになる保険金額は、事象の生起確率(この例では、保険契約者の死亡率)に左右されるため、予め確定しているわけではない。かりに、保険金の支払額が元手を下回る場合には、その差額が保険者の利益となる。これは、保険者が保険金の支払を負担したことに対する報酬であると考えられる。

保険料は、予定される保険金額と保険金支払を 負担することに対する保険者の報酬を予定利子率 (契約利子率)により割り引いた金額をもとに算 出される。最も単純な式で表すとすれば、

# 保険料=予定保険金額(の現在価値)

#### +報酬(の現在価値)

となる。保険料の受領額, すなわち, 収入額で評価された保険負債(元手)は, 時の経過とともに, この予定利子率(契約利子率)分だけ増価することになる。保険料に内包されている報酬は, あくまで暫定的なものであり, かりに, 実際の保険金額が予定保険金額を上回ると, 保険者の報酬がその分だけ減少することになり, 逆の場合は, 保険者の報酬がその分だけ増加する。また, 実際の保険金額が, 予定保険金額と報酬額を上回ると, その差額は保険者の損失になる。

### ② 報酬の確実性・確定性

### ・保険料の分解

元手のうち、保険金の支払に向けられないと判断された部分、これが保険者の報酬となり、保険者の利益として認められることになる。この判断を何時行うのかということは、すなわち、報酬を何時利益として認識するのかということである。

利益が認識される時点というのは、保険者の報酬としての確実性・確定性が高くなったときである。会計における利益には、業績表示利益という観点と、処分可能利益という観点がある。どちらも、保険者の報酬としての確実性・確定性が高くなったときに利益として認めることに変わりはな

<sup>1)</sup> この軸というのは、さきに述べたように、貸借対照表の負債についての2つの見方に端を発するものであるが、一方、こういった見方とは離れて、保険負債を経済価値(=主観のれん額)で評価するという議論がある。本稿でもこの点について少し触れるが、詳しくは別稿を期したい。また、保険負債とは別個に、のれんを評価するという議論もある(Macve and Serafeim [2006] p.10, Horton et al. [2011] p.501を参照)が、これについても別稿にて検討を行うことにする。

<sup>2)</sup> 保険負債の評価について包括的に検討している先行研究には、Macve and Serafeim [2006]、小川 [2008]、Horton et al. [2011]、羽根 [2012] などが挙げられる。(保険負債に限らず)負債の評価に関する昨今の議論では、支出額評価や、あるいは経済価値評価に目が向けられることが多いが、これらの研究では、収入額評価についても、その妥当性の検討がなされている。

Macve and Serafeim [2006], Horton et al.
 [2011] を参考にしている。なお、本稿では、 議論を単純にするため、保険者の経費は発生しないものとする。

いが、業績表示利益では、保険者の報酬としての確実性・確定性が相当程度高ければ良いとする一方、処分可能利益では、業績表示利益に比し、保険者の報酬に、より高い確実性・確定性を求めるという点が異なると考えられる。

保険者の報酬は、何時、確実性・確定性が高くなり、利益として認められるだろうか。

ここで、保険料=予定保険金額+報酬(利益) という式において、報酬を正常利益(risk premium; 以下, RP)と超過利益(super profit; 以下, SP) に分解すると.

保険料=予定保険金額+RP+SPと表される。RPは、保険契約が抱える不確実性に保険者が対処するために不可欠な報酬を意味する。保険契約が抱える不確実性としては、主に、保険者が将来負担する保険金額が変動するリスクが挙げられ、従って、RPは、換言すれば、変動する可能性がある将来の保険金の支払を負担するために必要な報酬、ということになる。一方、SPは、正常利益であるRPを超えて、この保険者が報酬として上乗せできる部分を指すものとする。

4) 業績表示利益と処分可能利益の関係について は、いくつかの考え方があるが、本稿では試論 として、このように捉える。

5) さきほど示したように、保険料=予定保険金額(の現在価値)+報酬(の現在価値)とした方がより正確であるが、ここでは、利子率よりも、「予定保険金額」や「報酬」に注目するため、記載上「の現在価値」を省略する。

なお、Macve and Serafeim [2006]、Horton et al. [2011] では、設例において、利子率を 0%と仮定して議論を行っている。これは議論を単純にするための優れた方法であると思われる。本稿では、後述の 3. (1) ⑤と⑥において、この方法を採用して議論を進めている。

- 6) Macve and Serafeim [2006], Horton *et al.* [2011] に学んでいる。
- 7) Macve and Serafeim [2006], Horton et al. [2011] では、RPは、(完全市場において) 当該保険契約を引き受ける保険者であれば、誰もが必ず要求すると考えられる報酬を意味するものとして捉えられているように思われるが、本稿では、RPは、保険者のリスク回避度に応じて決まるものとする。

保険者の報酬として確実性・確定性が十分に満たされるのは、RP、SPともに保険金額の確定時である。保険金額が確定すれば、元手のうち、保険金の支払に向けられない部分、つまり保険者の報酬について、その稼得は確実であり、また、その金額は確定する。

では、保険料の入金段階では、保険者の報酬は、 どの程度確実性・確定性があるといえるだろうか。 RPは、変動する可能性を有する将来の保険金支 払に対処するために不可欠な報酬である。これは. つまるところ、実際の保険金額が予定保険金額よ りも大きくなる事態に備えるために受け取ってい る金額であるといえる。保険料の入金段階では. 保険金の支払額が確定していない。それは、将来 において、契約記載の事象が生じたときに、初め て確定するものである。従って、保険料の入金時 点では、RPが、保険金の支払のために充当され るかどうかということは不明であるといえる。そ うすると、この時点では、保険者の報酬としての 確実性・確定性は低いということになるだろう。 一方、SPは、さきに述べたように、この保険契 約を引き受けるために不可欠な対価である RP を 超える報酬である。とすると、SPについては、 保険料を受領しなくても、 当該保険契約の引受は 可能ということになる。これはすなわち、保険金 の支払が想定より多くなるとしても、予定保険金 額さらには RP を超えて、膨らむ可能性は相当程 度低いということを意味する。従って、SPにつ いては、保険金の支払に向けられない可能性が、 保険料の入金時点で相当程度高いと考えられ、 よって、この時点で保険者の報酬としての確実 性・確定性は相当程度高いということになる。

・業績表示利益・処分可能利益と3つの評価

故に、もし業績表示利益をより重視するのであれば、保険料の入金時点で、SP は報酬としての確実性・確定性は相当程度高いのであるから、この時点で保険者の利益として認識される。すなわち、保険料の受領額のうち SP は、保険金の支払に向けられる可能性が相当程度低いものと判断されて、保険料入金段階で早々に保険者の利益となる。従って、実質的に保険者の負債(元手)となるのは、保険料受領額のうち、予定保険金額とRP を構成する部分であるといえる。RP というの

は、正常利益を意味しているため、そうすると、 予定保険金額と RP で構成される金額というのは、 正常収入額という性格を帯びているものであると 捉えられる。

この立場に依拠すると、保険料の入金とともに、 元手を示す保険負債は同額増加するが、それと同 時に、入金額に含まれる SP は利益認識され、こ れに伴い、保険負債(元手)は減少する。従って、 保険料入金時点で実質的に保険負債(元手)とな る金額は、正常収入額という性質を有することに なる。そして、保険負債(元手)に含まれる RP は、保険金の支払に向けられないことが明確に なった時点、すなわち、保険金額の確定時点にお いて、利益認識され、それに伴い、保険負債(元 手)が減少する。

一方,処分可能利益を重視すると,保険者の報酬には,業績報告利益に比し,より高い確実性・確定性が要求される。従って,RPのみならずSPについても,保険者の報酬としての確実性・確定性を十分に満たす段階,つまり,保険金額の確定時に,保険金の支払に充当されないと判断され,利益認識されることになる。

この立場に依れば、保険料の入金時点では、何ら利益認識はなされず、受領された保険料の総額が、元手として機能することになる。従って、この場合の元手、すなわち保険負債は、総収入額という性質を有する。そして、保険負債(元手)に含まれる RP 及び SP は、保険金の支払に向けられないことが明確になる時点と考えられる、保険金額の確定時において利益認識され、それに伴い、保険負債(元手)が減少する。

これまでの議論を要約すれば、業績表示利益を 重視すると、元手である保険負債は正常収入額と いう意味を有し、SPは保険料入金時に、RPは保 険金確定時に利益認識される一方、処分可能利益 に重きを置くと、元手である保険負債は総収入額 という性格を有し、SP、RPともに保険金確定時 に利益認識されるということになる。

これらのことは、SP・RP 双方の保険料の入金 時点における利益認識は、業績表示利益の観点からも、処分可能利益の観点からも認められないと いうことを含意している。すなわち、保険料入金 時点では、SP は報酬としての確実性・確定性は 相当程度高くなっていると認められるものの、一方、RPは、報酬としての確実性・確定性はいまだ低く、期待報酬の域を出ていないと考えられ、そのようなものを利益認識することは、どちらの観点にたつとしても、認められない。かりに、SP・RPをともに保険料の入金時点で利益認識するならば、実質的に保険負債(元手)となる金額は、予定保険金額という性質を帯びる。

図表 2-1-2-1 及び図表 2-1-2-2 は、ここで述べたことについて整理したものである。

### ③ 会計構造

### · 貸借対照表等式

ここでは、保険負債の性質について、会計構造 の観点から検討を行う。会計構造としては、主に、 貸借対照表等式と資本等式が考えられるが、保険 負債を元手としてみて、収入額により評価するこ とに整合的な会計構造というのは、貸借対照表等 式であると考えられる。貸借対照表等式は「資産 =負債+資本]として示され、そこでは、負債は 資金の調達源泉の一種と考えられ、資金の運用形 態と考えられる資産から独立している。この等式 によると、負債は企業への資金の流入を表してい るといえ, 従って, 負債を収入額で評価すること に繋がる。貸借対照表等式では, 負債と資本は, 資金の調達源泉という意味で、同質のものである。 また、資本は、のちに述べる資本等式とは異なり、 資産と負債の差額概念ではなく、両者から独立し ているといえる。

負債と資本では、前者は「返さなくてはならないもの」であるのに対して、後者は「返さなくてよいもの」である点で、異なると考えられる。従って、負債を保険者の元手であるというときの「元手」は、正確には、いずれは返さなくてはならない元手を意味する。反対に、資本は、返さなくてよい元手、ということになる。ここでの議論を当てはめると、受領した保険料額のうち、支払

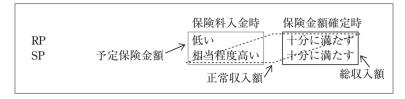
<sup>8)</sup> 負債の評価と会計構造の関係について、笠井 [2005] 480-481頁から多くの示唆を得ている。

<sup>9)</sup> この資本を狭義の資本とすれば、負債は狭義 の資本とともに広義の資本(友岡[2012]29頁 を参照)を構成すると考えられる。

<sup>10)</sup> 友岡 [2012] 238頁を参照。

<sup>11)</sup> 同上, 29頁。

図表 2-1-2-1 報酬としての確実性・確定性と保険負債



図表 2-1-2-2 業績表示利益・処分可能利益と保険負債

	業績表示利益	処分可能利益
予定保険金額		
正常収入額	0	
総収入額		0

に向けられる可能性があるものが保険負債となり、 一方、支払に向けられないと判断されるものが保 険者の報酬となり利益認識され、資本(剰余金) となる。例えば、正常収入額による評価では、受 領した保険料額のうち、予定保険金額と RP は、 支払に向けられる可能性があるものとして負債に 計上される一方、SP は、支払に向けられない可 能性が相当程度高いものとして利益認識され、資 本に(剰余金として)計上される、ということに なる。

### ④ 売上と原価

これまでの議論は、保険負債を保険者の資金源、つまり元手として捉えるものであり、そこでは、保険料の入金により元手を意味する保険負債が増加し、そしてそれは、予定利子率(契約利子率)により増価し、また保険金の支払に伴って減少するものと考えられた。元手たる保険負債の増価とともに支払利息が発生するが、この利息というのは、保険契約者から受領した資金をその期間中自由に使用したことに対して、保険者が負担すべきものを意味している。これら一連の会計処理は、借入金や社債のそれに近いものと捉えることができるだろう。

そして、元手たる保険負債のうち、保険金の支払に向けられないと判断される金額が、利益として認識され、これに伴い保険負債が減少することになるが、その判断の時期は、保険料入金時ないし保険金確定時であった。このような利益の認識は、保険負債独特のものといえる。

一方、こうした見方とは異なり、保険者と保険契約者との取引を、商品や製品の前払販売(対価を先に入手し、商品の引渡は後日になる取引)と同様に捉える見方も考えられる。この見方に依れば、保険料の収入に伴って、前受収益(繰延収益)の意味を有する保険負債が計上される。現金が入ってくる以上、保険者の元手として機能することには変わりはない。ただし、前受収益(繰延収益)としての保険負債というのは、原価が認識されるまで収益を繰り延べることを目的とした経過勘定という性質を強く有するものである。こうした性質のもとでは、契約利子率により保険負債が増価するということは生じないと考えられる。

保険契約において、取引の対象となる「商品」というのは、現金である。そして、原価が認識されるのは、商品を顧客に引き渡したとき、つまり、現金という商品を保険契約者に引き渡したとき、ということになる。この時点で、前受収益は売上に振り替えられて、原価と売上の対応が図られ、売上から原価を差し引いた金額が保険者の利益となる。

このように、保険負債を前受収益としてみる考え方があるが、筆者としては、保険契約における取引を一般的な商品の取引と同様のものとして捉えることに違和感を覚える。また、保険者の利益は保険金の支払時点に認識され、保険負債を元手として捉えた場合の利益認識の時点(保険料の入金時ないし保険金の確定時)よりも遅くなり、利益認識時点としての適時性を欠いているという印

象を受ける。

### (2) 支出額評価

### ① 支払義務

### ・保険契約全体を予め会計処理する志向

保険者は、契約記載の事象が生じると、保険金の支払を行う。この、保険金支払という点に着目すると、保険負債は、保険者が負っている支払義務を意味するものと考えられる。支払義務は、保険者が当該保険契約の履行のために将来支払うことになる保険金の予定額を何らかの利子率でもって割り引いた金額で評価される。この金額を、将来予定保険金支払総額と呼ぶことにする。

さきに検討した収入額による保険負債の評価は、保険料受領額に基づいたものであった。例えば、保険者は、保険契約者から年ごとに一定額の保険料(=平準払保険料)を受領すると想定する。保険契約期間の開始とともに、1回目の保険料を受領すると、その時点における取引額である、1回目の保険料受領額を基礎として、元手という意味の保険負債の評価額が決定されることになる。

一方,保険負債の性質を支払義務とみると,契約開始時点では,保険負債は,保険者が契約期間に亘って負担すると予想される保険金の全額を何らかの利子率により割り引いた金額(将来予定保険金支払総額)で評価され,貸方に計上されることになる。

そして、こうした、将来の保険金の支払義務という意味を有する保険負債の貸方への計上は、将来の保険料の受取権利を意味する保険資産の借方への計上を導くものであると考えられる。契約開始時点では、保険資産は、保険者が契約期間に亘って受け取ると予想される保険料の全額を何らかの利子率により割り引いた金額(将来予定保険料受領総額)で評価される。契約期間の開始とともに、1回目の保険料を受領すると、これに伴って同額だけ保険資産が減少すると考えられる。減少後の保険資産の評価額は、2回目以降の保険料の受領予定額を何らかの利子率により割り引いた金額(将来予定保険料受領総額)となる。

このように、保険負債を支払義務とみて評価することは、当該保険契約全体を予め会計処理することに繋がると考えられる。

### ・利子率

さきほどから文章中に記載されている「何らか の利子率 | というものには、貨幣の時間価値を示 すリスクフリー・レートを基礎にした利子率が考 えられ, 保険資産及び保険負債は, 時の経過に 従って、利子分だけ増価していくことになる。さ きにみた、収入額による評価では、契約開始時点 では1回目の保険料受領額が保険負債の評価を行 う際の基礎となり、その評価額は、時の経過に応 じて、予定利子率だけ増価していくと考えられた。 保険料の受領額は、予定利子率を考慮して算出さ れているため、そういった金額に基づき評価され た保険負債は、時の経過に従って、予定利子率分 だけ割り戻され、増価していくものと考えられる。 これは、例えば、借入金、社債あるいは銀行の定 期預金における契約利子率と同様の意味を有する。 一方, いま検討している支出額による保険負債の 評価では、利子率の使用により、例えば、10年後 に支払う予定である100と、明日支払う予定であ る100との違い、つまり支払時までの時間の違い を評価に織り込むことで、保険者の財務の状態を より適切に示ずことを目的としていると考えられ る。従って、これらの支払額の違いを表現するた めに使用される利子率は、予定利子率である必要 はなく, むしろ, 貨幣の時間価値を示すリスクフ リー・レートを基礎にした利子率が候補として挙 げられる。この点については、 保険負債と併せて

なお、Ijiri [1975] p.133は契約会計の適用例に、 保険 (insurance) を挙げている (ただし、そ こでは保険契約者側の会計に着目している)。

<sup>12)</sup> この会計処理は、いわゆる契約会計(commitment accounting)(Ijiri [1975] p.130)におけるそれと似通うものであると思われる。契約会計では、契約の締結段階で将来の権利・義務の会計処理を行う。いま議論しているような、保険契約期間の開始時点で会計処理を行うことを前提とするのであれば、それは、契約の締結段階で会計処理を行う契約会計とは異なるといえようが、しかしながら、契約全体を予め会計上示そうとする志向は、両者において共通のものといえるだろう。

<sup>13)</sup> FASB [2013] para. BC145を参照。

<sup>14)</sup> 使用する利子率については、保険者の信用 リスクを考慮するのかといった議論もあるが、 本稿では取り上げない。

計上されることになる保険資産の評価の際に使用される利子率についても、同様である。すなわち、利子率の使用により、例えば、10年後に受領予定の100と、明日受領予定の100との違い、要は、受領時までの時間の違いを評価に織り込むことによって、保険者の財務の状態をより適切に示すことを意図していると考えられる。

# ② 期待利益の処遇

契約開始時点の会計処理は.

「保険資産 / 保険負債 ] / 利益

と示される。仕訳における「利益」は、契約期間中に見込まれる保険者の報酬である。「利益」は、契約開始時点における、いわば期待利益であると考えられるから、この時点でそのまま利益(純利益)として認めるわけにはいかない。従って、期待利益の「処遇」が論点となる。

### ・期待利益と会計構造――資本等式――

期待利益は、負債だろうか、それとも資本だろうか。この点について、会計構造の観点から検討を行う。

負債の部には、保険者が負う支払義務という意味を有する保険負債が計上されている。負債を保険者が負っている義務とみて、支払額により評価する場合において、整合的な会計構造というのは、資本等式であると考えられる。資本等式は、[資産(積極財産)-負債(消極財産)=資本(純資産あるいは純財産)]として示されるように、そこでは、資産が中心的な概念となり、負債はマイナスの資産として考えられる。この等式によると、負債は資産の流出(≒支出)を伴うと捉えられ、従って、負債を支出額で評価することに繋がる。

また、この等式に依拠すると、資本(純資産)は、 資産と負債の差額(従属)概念として捉えられる。

資本等式では、資本(純資産)は、保険者の資源たる資産から、保険者の義務たる負債を控除した、いわば「残り物」として捉えられる。資本等式に依拠すれば、(保険者が負う義務とはいえない)期待利益は、保険資産から保険負債を控除した余りものとして、資本の部に計上されることになる。期待利益は、あくまで「余りもの」なのであるから、それ自体で独立しているものではなく、むしろ、保険資産や保険負債の変動に従属するものであると捉えられよう。

では、そこで認識される利益というのは、どのようなものになるだろうか。例えば、保険料を受領すると、保険資産は減少するが、それと連動して、同額だけ期待利益も減少し、期待利益から利益(純利益)に振り替えられると考えられる。仕訳で示すと、

[現金/保険資産] [期待利益/利益(純利益)] となる。これらの仕訳により認識される利益というのは、結局、保険料の受領額になり、従って、いわゆる現金主義におけるそれと同様になると考えられる。この点については、保険金の支払の仕訳においても同じである。すなわち、保険金の支払時には、

[保険負債/現金][費用(純利益)/期待利益] という仕訳がなされる。

さらに、保険資産や保険負債は、時の経過とと

<sup>15)</sup> なお、ここでの「財務の状態」とは、より 正確には、現在までの取引(現在までに支払っ た保険金額や現在までに受領した保険料額)だ けでなく、将来において予想される取引(将来 支払う予定である保険金額や、将来受領する予 定である保険料額)をも考慮に入れたうえで の、保険者の財務の状態、といえよう。保険資 産及び保険負債を、リスクフリー・レートを基 礎にした利子率などで割り引く目的というの は、そのような、保険者の財務の状態を示すと ころにあると考えられる。

<sup>16)</sup> 注8) と同様。

<sup>17)</sup> 例えば、IASB [2010] では、資産は企業が 保有する「資源」であり、負債は企業が有する 義務であり、その履行にあたっては企業の「資 源 | を流出させる、とし、そして、純資産は資 産から負債を控除した「残余」持分である、と 規定している (para.4.4)。これらの概念規定 は、企業の「資源」たる資産を中心概念とし、 負債を「資源」の流出を伴う義務、純資産を両 者の差額としているものであり、従って、会計 構造としては資本等式を前提にしていると捉え られる(西澤[2012]を参照)。また、これは FASB [1985] においても同様である。すなわ ち. FASB [1985] では、資産は経済的な「便益 | であり、負債は経済的「便益」の犠牲であり、 そして、資本(純資産)は、負債を控除した後 に残る企業の資産への、残余持分である、とし ている (p.6)。

もに、リスクフリー・レートだけ増価していくが、 これに対応して、期待利益も増減すると考えられ る。すなわち、保険資産が増価すると.

# [保険資産/期待利益]

となる。ここで重要なのは、保険資産の増価は、 利益(純利益)額には影響を及ぼさない、という ところにある。保険負債の増価についても、同様 であり、そこでは、

### 〔期待利益/保険負債〕

という仕訳が行われ、従って、利益(純利益)額 には影響を及ぼさないと考えられる。

以上から、期待利益は、資本の部に計上され、保険資産・負債の増減に従属するものと考えられ<sup>18)</sup>るが、そうすると、認識される利益というのは、現金主義におけるそれと同様のものになってしまうことが分かる。

なお、期待利益の資本への計上方法には、資本への直入あるいはその他の包括利益への計上の2つがあると考えられる。その他の包括利益というのは、「利益」という名称が付されてはいるものの、その実質的内容は資本直入と変わらないと思われる。資本直入にしてもその他の包括利益の計上にしても、期待利益は、つまるところ、資本の一項目として計上される。

- ③ 両建法と純額法
- ②では、契約開始時点の会計処理として,

「保険資産 / 保険負債 」 期待利益

を示した。保険負債は将来の支払義務を意味し将 来予定保険金支払総額で評価され、保険資産は将 来の収入権利を意味し将来予定保険料受領総額で 評価されると考えられた。 一方で、将来の収入権利と支払義務をネットで 計上する考え方もある。これによると、契約開始 時点の仕訳は、

### [保険資産/期待利益]

となる。保険資産は、将来予定保険金支払総額と 将来予定保険料受領総額の差額で評価され、これ は保険者が当該保険契約から得るネットの権利を 意味すると考えられる。

ここでは、前者の会計処理を両建法、後者のそれを純額法と呼ぶことにする。

より優れた会計処理方法というのは、ある状況 が他の状況と同様であれば、両者を同じように写 像し、一方、ある状況が他の状況と違うのであれ ば、その違いを適切に写像できるものであると考 えられる。この見地に立つと、純額法よりも両建 法の方が会計処理方法として適切であるように思 われる。すなわち、純額法を会計処理方法として 採用すると、異なる状況が存在する場合に、それ らの違いを区別することができない恐れがある。 例えば、ある保険契約について、保険者に流入す る予定額が100で流出する予定額が200という状況 と、保険者に流入する予定額が0で流出する予定 額が100という状況があるとしよう。純額法では、 どちらの状況でも同じ会計処理、すなわち、ネッ トの義務100が会計処理されることになるが、こ れでは背後にある状況の違いが正確に写像されて いるとはいえない。一方、両建法を採用すれば、 前者の状況では、保険資産100と保険負債200が計 上され、一方、後者の状況では、保険負債100の みが計上されることになり、両者の違いが鮮明に 捉えられる。

<sup>18)</sup> 期待利益を負債の部に計上する,という議論もあり,むしろ,こちらの方が一般的のように思われる。例えば、FASB [2013] では、期待利益を'margin'と呼び、負債の一項目として計上している。ただ、注17) で触れたように、FASB [1985] では、負債を経済的な便益の犠牲、と定義している。そうすると、経済的な便益の犠牲とはいえないだろう margin を、負債の一項目に計上するのは、上記の負債の定義と矛盾しているように思われる。

<sup>19)</sup> この点は、笠井教授との議論から示唆を得た。

<sup>20)</sup> 例えば、FASB [2013] は、将来の予定総収入額(将来 CIF)と予定総支出額(将来 COF)を履行キャッシュフロー (fulfillment cash flows)として一体で捉え、1つの会計単位(a single unit of account)であると考える(para. BC369を参照)。そこでは、将来 CIF が将来 COF を上回る場合には保険(契約)資産、逆に将来 CIF が将来 COFを下回る場合には保険(契約)負債が純額計上される(p.29)。

<sup>21)</sup> これらのネーミングは, 笠井 [2005] より 影響を受けたものである。

<sup>22)</sup> ここでの議論は、黒川 [1997] から着想を 得ている。

# 3. 収入額・支出額の軸と現在・将来の 取引額の軸

### (1) 保険負債の評価の整理

----2つの軸を交差させて----

### ① 現在の元手と将来の支払義務

2. では、収入額で評価するのか、それとも支 出額で評価するのかという視点から、保険負債の 評価について検討を行った。

この収入額・支出額という軸に、現在・将来の取引額という軸を交差させて、2. で議論した保険負債の各評価について更に整理すると、図表3-1-1が示される。

収入額による評価には、保険者の元手という意味があったが、保険料の構成要素によって、予定保険金額、正常収入額、総収入額の3つが考えられた。そして、これらは、現在までの取引額をその評価の基礎としている点においても共通であるといえる。すなわち、保険負債の評価額は、保険料を受領すると増加し、保険金を支払うと減少すると考えられ、それは、現在までに生じた取引額を反映しているものであると捉えられる。従って、ここでの保険負債は、保険者の「現在」の元手を表しているといえ、図表3-1-1では左上の欄に該当する。

23) なお、仮に、保険負債を経済価値で評価す るという考え方に従うとすれば、会計処理方法 としては純額法しかないと思われる。保険負債 を経済価値で評価するというのは、これすなわ ち、保険契約全体を1つの投資プロジェクトと みて、その投資プロジェクトの価値によって、 保険負債を評価することを意味する。投資プロ ジェクトの評価は、 そこから得られるネットキ ャッシュフロー(から RP を控除した)数値(= 確実性等価)でもって行われると考えられる (確実性等価概念については、野口・藤井 [2000] 18-32頁を参照)。故に、この立場に依 拠すると、保険負債はネットキャッシュフロー (から RP を控除した)数値をもとに評価され ることになり、その結果、会計処理方法として は純額法が適用されると考えられる。この点に ついては、別稿を期したい。

24) この図表は、笠井 [2005] 479頁の図表12-2より着想を得ている。

一方,支出額による評価には、支払義務という意味があり、その金額は、将来予定保険金支払総額という性質を有するものであった。この評価の基礎になるのは、現在までの取引額ではなく、将来の取引額であると考えられる。従って、保険負債は「将来」の支払義務を示すものといえ、図表3-1-1では右下の欄に該当する。

そうすると、図表 3-1-1 の左下と右上は空欄ということになるが、これらの欄に当てはまる評価は考えられるだろうか。

### ② 将来の元手

### ・将来の資金調達の源泉(豊かさ)の表示

図表3-1-1の左下の欄には、収入額で、かつ 将来の取引額を基礎にした評価が該当すると考えられる。左上の欄には、収入額かつ現在までの取引額を基礎にした評価が該当し、これはすなわち、現在元手として機能している金額による評価を指していた。そうすると、左下では、反対に、現在ではなく、将来において元手となる予定の金額(の現在価値)での評価が当てはまると考えられる。この評価は、将来において予定されている元手がどの程度あるのかということ、換言すれば、将来の資金の調達の源泉(豊かさ)を示すものであるといえる。

さきほど、左上の欄に当てはまるものには、予 定保険金額, 正常収入額, 総収入額があると述べ た。これらは、保険料を構成する要素のうち実質 的に保険負債(元手)になるのはどの部分である のか、ということによって、3つに分類されたも のであった。この分類については、 左下の欄に当 てはまる評価にも適用できると思われ、すなわち、 将来予定保険金額,将来正常収入額及び将来総収 入額の3つがあると考えられる。また、2.(2) ①において、右下の欄に当てはまる評価、すなわ ち、将来の支払義務たる保険負債の評価では、将 来の保険料の受取権利を意味する保険資産が借方 に計上されることになると述べたが、これについ ては、いま検討している、左下の欄に該当する評 価においても同様であると思われる。つまり、保 険負債に左下の欄に該当する評価を適用すること

<sup>25)</sup> 友岡教授との議論により示唆を得たものである。

	収入額	支出額
現在までの取引額を 基礎	総収入額 正常収入額 予定保険金額	
将来の取引額を基礎		将来予定保険金 支払総額

図表 3-1-1 保険負債の評価

は、保険料の受取権利と同様の意味を有し、将来の保険料(現金)受領見込額の割引現在価値で評価される保険資産の借方への計上を導くものと考えられる。保険資産は、保険負債を将来の取引額に基づき評価した場合(図表 3-1-1の下の欄に該当する場合)に、共通して計上されるものと考えられる。

### · 将来総収入額評価

ではここで、将来総収入額による評価について 検討する。将来総収入額というのは、将来受領す ると見込まれる保険料の総額を、何らかの利子率 により割り引いた金額である。この金額により保 険負債を評価すると、例えば、契約開始時点(1 期首)では、

# [保険資産/保険負債]

という仕訳が考えられる。借方の保険資産は、保 険負債と同様、将来において受領予定の保険料の 総額を何らかの利子率で割り引いた金額により評 価される。そして、契約開始とともに、1回目の 保険料を受領すると、

# [現金/保険資産]

となり、保険料受領額だけ、保険資産が現金に置き換わる。ここで重要なのは、保険料の受領により影響を受けるのは、借方の保険資産であり、貸方の保険負債ではないというところにある。つまり、保険料の受領は、その分だけ保険資産を減少させると考えられるが、これは借方側の変化を示すものであって、貸方の保険負債に影響を及ぼすものではない。保険料が入金されると、この金額に対応する保険負債は、現在の元手を意味することになろうが、いま述べたように、保険料の入金処理は借方の問題であって、貸方とは直接の関連はなく、従って、保険負債は依然として将来の元手を示していると考えられる。しかしながら、これでは、将来予定されている資金の調達の一部が、現在実施されたという事実を適切に反映した会計

処理であるとはいえない。

この問題に対処するために考えられるのが、保険負債につき、現在の元手(資金調達実施分)と将来の元手(資金調達未実施分)という2つの小項目を設けるというものである。前者を保険負債(実施済)、後者を保険負債(未実施)と呼ぶことにすると、さきの、契約開始時点では、保険負債(未実施)のみ計上されていると考えられる。そして、1回目の保険料を受領すると、

【保険負債(未実施)/保険負債(実施済)】 という会計処理が行われ、保険負債(未実施)の一部が、保険負債(実施済)に振り替わる。この会計処理により、保険料を一部受領しているにもかかわらず、保険負債が相変わらず将来予定される元手を示すという問題はなくなる。

26) 図表3-1-1に関連させていえば、保険負債は、契約開始時点では左下の欄に該当しているが、保険料の入金とともに、左上の欄に振り替えられていくとも捉えられる。つまりは、保険負債は徐々に、左下ii→左上iへと移動する(下図を参照)。こういった移動が行われることを想定するのであれば、この移動以外にも、左下ii→右上iii、右下iv→左上i、右下iv→右上iiiというものが組合せとしては考えられる(この点については、友岡教授との議論により示唆を得た)。

	収入額	支出額
現在までの取引額を基礎	i	iii
将来の取引額を基礎	ii	iv

ただ、 $ii \rightarrow iii 及 Viv \rightarrow i$  では、負債の部に統一性を持たせることが困難になると思われる。一方、 $ii \rightarrow i$  では、ii も i も負債を(将来あるいは現在の)元手としてみる点では共通であるので、その点において、負債の部の統一性は保持されていると捉えられる。また、 $iv \rightarrow iii$  では、iv も iii も負債を(将来あるいは現在の)支払義務としてみる点では共通である(後述の③を参照)ので、その点において、負債の部の統一性は保持されていると捉えられる。

かくして、負債の部には、現在の元手たる保険 負債(実施済)と将来の予定される元手たる保険 負債(未実施)の2種類が計上されることになる が、両者は、「元手」という意味において共通性 を具えているといえる。

ところで、保険資産、保険負債(未実施)の評価を行う際に使用される「何らかの利子率」の候補としては、2.(2)①での議論と同様に、貨幣の時間価値を示すリスクフリー・レートを基礎にした利子率が挙げられる。

保険資産と保険負債(未実施)は、ともに、将来の保険料の受取予定額を、リスクフリー・レートを基礎にした利子率で割り引いた金額により評価されているため、両者の評価額は同額となる。また、保険資産と保険負債(未実施)は、時間の経過に応じて増価していくが、両者の増価額も当然に同額となる。仕訳としては、時の経過に伴う増価額だけ、

# 〔保険資産/保険負債(未実施)〕

というものが考えられる。これは、時の経過により、将来の元手の予定額が増加するとともに、企業の将来における財産(ここでは現金)の予定額が増加することを示す。この仕訳から分かるように、時の経過に伴う増価は、利益(純利益)額に影響を及ぼさない。

一方、保険料の入金時に、保険負債(未実施)から振り替えられた保険負債(実施済)の、その後(振替後)の会計処理は、左上の欄(現在の元手)に該当する、総収入額による評価における会計処理と同じものになる。

従って、将来総収入額による評価において認識される利益は、左上の欄の、総収入額による評価において認識されるそれと同様、処分可能利益を示すと考えられる。

### · 将来正常収入額評価

つぎに、将来正常収入額による評価について考える。将来正常収入額というのは、将来受領すると見込まれる保険料に含まれる予定保険金額とRPの割引現在価値額である。この金額により保険負債(未実施)を評価すると、契約開始時点(1期首)では、

保険資産 / 保険負債 (未実施) 期待利益

という仕訳が考えられる。借方の保険資産は、さ きと同様に、将来において受領予定の保険料総額 の割引現在価値額により評価される。

将来正常収入額による評価では、上記のように、貸方において、もう1つ、期待利益が計上されることになるが、これはどういった性質を持ち、そして、どのような会計処理が行われるだろうか。こういった点について、会計構造の観点から検討を行う。

負債の部には、保険者の元手という意味を有す る保険負債が計上されている。負債を元手とみる 立場を選択する場合において整合的な会計構造と いうのは、2. (1) ③で触れたように、貸借対 照表等式であると考えられる。貸借対照表等式は. 〔資産=負債+資本〕と示される。負債はいずれ 返さなくてはならない元手であり、一方、資本は 返さなくてよい元手であると考えられる。保険負 債を将来正常収入額により評価する場合, 期待利 益は、保険契約から稼得できると期待される保険 者の報酬 (SP) である。これは、将来、保険者 の利益となる可能性が高いものであるといえ, よって、「返さなくてよい」(と見込まれる、将来 の) 元手、ということになり、従って、資本直入 あるいはその他の包括利益への計上によって、資 本の一項目として扱われるものと考えられる。期 待利益は, 将来予定される保険者の利益であるか ら、現在までに認識された利益(剰余金)とは、 資本の部の中で区別される。

また、貸借対照表等式においては、既に述べたように、資本は、資産や負債に従属する項目ではなく、それ自体独立した項目であると捉えられる。従って、資本の一項目である期待利益も同様に、保険資産・負債の動きに従属するものでなく、あくまで、それ自体独立したものとして考えられる。例えば、契約開始時点においては、期待利益は、契約期間中に受領予定の保険料を構成する要素の1つであるSPの割引現在価値額により評価される。

将来正常収入額評価に関するこれまでの記述を, 仕訳により確認する。契約の開始とともに, 1回 目の保険料が入金されると,

#### [現金/保険資産]

となり、保険料受領額だけ、保険資産が現金に置

き換わる。また、保険料の受領額のうち、SPについては、利益認識されて、その金額だけ期待利益が減少する。すなわち、

### [期待利益/利益]

と仕訳が行われる。さらに、保険料の受領額(予定保険金額と RP の部分)だけ、保険負債(未実施)から保険負債(実施済)に振り替えるべく.

[保険負債(未実施)/保険負債(実施済)] という会計処理が行われる。

保険資産、保険負債(未実施)、そして期待利益の評価額算定のために行われる割引計算において使用される利子率の候補としては、2.(2)①や、さきの将来総収入額評価における議論と同様に、貨幣の時間価値を示すリスクフリー・レートを基礎にした利子率が挙げられる。

将来正常収入額の場合,保険資産の評価額と,保険負債(未実施)と期待利益の評価額の合計額とは,同額になる。また,時の経過による増価時にも,保険資産の増価額と,保険負債(未実施)と期待利益の増価額とは,当然に同額になる。仕訳としては,時の経過に伴う増価額だけ,

# 「保険資産 / 保険負債(未実施)」 期待利益

というものが考えられ、さきの将来総収入額評価の場合と同様に、時の経過に伴う増価は、利益(純利益)額に影響を及ぼさない。この仕訳は、時の経過により、将来の元手(返さなくてはならない可能性があるもの及び返さなくてよいと見込まれるもの)の予定額が増加するとともに、企業の将来における財産(ここでは現金)の予定額が増加することを示す。

一方、保険料の入金時に、保険負債(未実施)から振り替えられた保険負債(実施済)の、その後(振替後)の会計処理は、左上の欄(現在の元手)に該当する、正常収入額による評価における会計処理と同じものになる。

従って、将来正常収入額による評価で認識される利益は、左上の欄の、正常収入額による評価で認識されるそれと同様、業績表示利益を示すと考えられる。

# · 将来予定保険金額評価

左下の欄に当てはまると考えられる, 3つめの評価である, 将来予定保険金額についても検討しよ

う。将来予定保険金額というのは、将来受領すると見込まれる保険料に含まれる予定保険金額の割引現在価値である。例えば、契約開始時点(1期首)では、借方に保険資産、貸方に保険負債(未実施)と期待利益が計上される。保険資産は、さきの議論と同じく、将来において受領予定の保険料の総額の割引現在価値額で評価される。期待利益は、契約期間中に受領予定の保険料に含まれている SP 及び RP の割引現在価値額で評価されて、資本の部の一項目として計上される。割引計算を行う際に用いられる利子率は、これまでの議論と同様に、リスクフリー・レートを基礎にした利子率であると考えられる。

保険料を受領すると、それとともに、保険資産 が減少する。また、その受領額のうち、予定保険 金額の部分について保険負債(未実施)から保険 負債(実施済)へ振替がなされ、そして、RP及 びSPの部分について期待利益から利益(純利益) への振替が行われる。

将来正常収入額での議論と同様,保険資産,保 険負債(未実施)及び期待利益の,時の経過に伴 う増価は,利益(純利益)額に影響を及ぼさない と考えられる。

一方、保険料の入金とともに、保険負債(未実施)から振り替えられた保険負債(実施済)の、その後(振替後)の会計処理は、左上の欄(現在の元手)に該当する、予定保険金額による評価における会計処理と同じものになる。

従って、将来予定保険金額による評価で認識される利益は、左上の欄の、予定保険金額による評価で認識されるそれと同様、処分可能利益の観点からも業績表示利益の観点からも認められないのではないかと考えられる。

### ③ 現在の支払義務

### ・再保険価格基準値と解約価格

では、つぎに、右上の空欄についての検討に移ろう。この欄には、支出額で、かつ現在までの取引額を基礎にするような評価が該当する。右下の欄には、支出額かつ将来の取引額を基礎にした評価が当てはまり、これは、将来の支払義務という意味を有するものであった。そうすると、右上の欄には、反対に、現在における支払義務という意味を有する評価が当てはまると考えられる。

現在の支払義務としてまず考えられるのが、再 保険価格基準値という評価である。これは、仮に 保険者が保険契約を現時点で、当該保険者と同様 のリスク回避度を有する他の保険者 (= 再保険 者) に移転 (=再保険) することを想定する場合 に、保険者が再保険者に支払う必要のある金額の 基準値(支払義務額)という意味を有する。再保 険価格基準値の金額は、収入額における評価で検 討した, 正常収入額と同様のものになると考えら れる。正常収入額は、受領する保険料のうち、予 定保険金額と RP で構成される金額を意味した。 RPは、さきに述べたように、この保険契約を引 き受けるために不可欠の報酬であるため、正常収 入額は, 当該保険契約を引き受けるための最低金 額として捉えられる。そうすると、この金額とい うのは、保険者が、当該保険者のリスク回避度と 同様のそれを有する他の保険者(=再保険者)に 保険契約を「移転する(引き継ぐ)」ことを想定 する場合の、取引価格の基準値、つまり、再保険 価格基準値という意味をも有していると考えられ る。例えば、契約開始時点において保険料が入金 されると、入金額のうち予定保険金額と RP が保 険負債の計上額となるが、これは、保険契約者か ら保険者を経由して. 再保険者に移転すると考え られる保険料受領額を示す。一方, 入金額に含ま れる SP については、再保険者に移転させる義務 はないから、保険料入金時点で利益認識される。

現在の支払義務としては、解約価格による評価ということも考えられる。これは、保険契約者全員が現時点において保険契約を解約する場合に、保険者が保険契約者に支払わなくてはならない金額を意味する。解約価格は、保険の種類によって異なるが、最小で0、最大で、収入額評価でみた総収入額の金額と同額になると考えられる。

このように、右上の欄に該当するもの、すなわち、現在の支払義務という意味を有するものとしては、再保険価格基準値と解約価格があると考えられる。これらの評価に共通しているのは、保険者が引き受けている保険契約全部を、現時点にお

いて、他の保険者に移転する、あるいは、解除することによって、当該保険者が保険事業を、いわば清算するような状況を仮定している点にある。こういった仮定は、保険者自らが保険契約を引き受け、また、現時点においてその契約は継続中であるという、現実の状況とは異なるものと考えられる。

④ 小括:保険負債の評価の4つの類型 これまでの議論についてまとめると、図表3-1-4のようになる。

# ⑤ 予定保険金額と将来予定保険金支払総額の 違い

ここでは、図表3-1-4の左上の欄に属する評価である予定保険金額と、右下の欄に属する評価である将来予定保険金支払総額の違いについて言及しておきたい。前者は現在までに受領している保険料額の構成要素の1つである一方、後者は将来支払われると見込まれる保険金の予定総額であり、従って、両者の性格は異なるものといえる。ただし、保険料が契約時に一時払(一括払)であり、かつ支出額評価においてディスカウントを行う際に使用する割引率が予定利子率(契約利子率)と同じである場合には、予定保険金額と将来予定保険金支払総額は、金額としては一致すると考えられる。後者の条件、すなわち、両者で違うのは明白であるので、ここでは、前者の条件に焦

以上の記述については、友岡教授との議論から示唆を得た。

<sup>27)</sup> Macve and Serafeim [2006] p.26も参照。

<sup>28)</sup> Macve and Serafeim [2006] p.8及び Horton *et al.* [2011] p.499も参照。

<sup>29)</sup> 友岡教授との議論により示唆を得た。

<sup>30)</sup> 右上の欄に該当する現在の支払義務の評価と、右下の欄に該当する将来の支払義務の評価の違いについて附言すれば、前者では、現在時点において、保険契約の移転あるいは解除が、全ての保険契約に生じると仮定して、保険負債の評価を行うと捉えられる一方、後者では、将来において、契約記載の事象が、何時の時点にどの程度の確率で生じるのかを予測して、それをもとに保険負債の評価を行うと捉えられる。つまりは、前者では、現在時点において、ある事象(契約の移転ないしは解除)がいわば100%生じるという状況を想定して評価を行うのに対し、後者では、将来時点における契約記載の事象の発生確率を基礎にして評価を行うと考えられる。

		収入額		支出額
	名称	内容	名称	内容
取引額を基礎	総収入額 正常収入額 予定保険金額	・いずれも現在の元手という 意味 …処分可能利益に重点 …業績表示利益に重点 …どちらの利益の観点からも 認められない	解約価格 再保険価格基準値	・いずれも現在の支払義務を 意味 ・いわば保険事業の清算を仮定 ・保険契約が保険者と保険契 約者の間で継続中である, という現実の状況とは異な る状況を想定
将来の取引額を基礎	将来総収入額 将来正常収入額 将来予定保険金額	・いずれも将来の元手を意味 ・将来の資金の豊かさの表示 を意図 ・将来予定保険料受領総額で 評価される保険資産も併せ て計上 ・期待利益(将来正常収入額 と将来予定保険金額の場 合)は、それ自体独立した 項目として資本に計上	将来予定保険金 支払総額	・将来の支払義務を意味 ・将来の取引を考慮に入れた、 財務の状態の表示を意図 ・将来予定保険料受領総額で 評価される保険資産も併せ て計上 ・期待利益は、保険資産・負 債に従属する項目として資 本に計上

図表 3-1-4 保険負債の各評価とその内容

点を当てることにする。

話を単純にするため、予定利率が0%であり、 支出額評価においてディスカウントを行う際に使 用される利率も0%であるとしよう。また、保険 料に含まれる報酬額は0,つまり、保険料=予定 保険金額という状況を想定して、ある保険契約に おける、ある期末(これを現時点と呼ぶ)の保険 負債を、予定保険金額あるいは将来予定保険金支 払総額により評価することを考える。

### ・一時払の場合

図表 3-1-5-1では、契約開始時点に保険料を一括で受領(=一時払)する場合における、両者の金額を比較している。この表の上段の横線は、保険者が保険契約から受領する保険料の金額を意味する。また、この表の下段の横線は、保険者が保険契約の履行にあたって支払うと考えられる保険金額を意味する。現時点からみると、この横線は、②現在までの保険金支払額と、⑤将来における保険金支払予定額(=現時点の将来予定保険金支払総額)から構成されることになる。契約期間全体では、上段の横線と下段の横線、すなわち、契約期間中に保険者が受け取る保険料と支払う保険金の金額は一致すると考えられる。

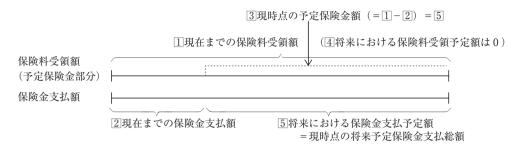
一時払の場合には、保険者は、契約開始時に横線に相当する金額を保険料として受領(①)し、

将来における保険料受領予定額は、(途中加入がないと仮定すると) 0となる(国)。そして、この図表が示すように、③現時点の予定保険金額、すなわち、①現在までの保険料受領額から②現在までの保険金支払額を控除した金額は、⑤将来における保険金支払予定額(= 現時点の将来予定保険金支払総額)と一致することになる。

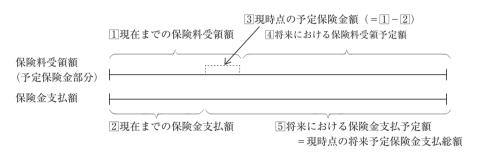
### ・平準払の場合

一方. 保険料を契約期間中の各期首に定額 (= 平準払)で受領することを想定すると、図表3-1-5-2 で示されているように、両者の金額(3) と5) は一致しない。各期に見込まれる保険金の 予想額(≒各期における契約記載の事象の発生確 率)というのは、期ごとに様々である。平準払の 保険料は、そういった各期の保険金額を、いわば 均して算出される金額であると考えられ、従って、 現在までに入金された平準払保険料の金額が、現 在までの保険金額を上回る場合、その差額、すな わち、現在までに入金された平準払保険料の「残 り」は、次期以降に係る保険金のために受領した ものであると捉えられる。つまりは、この場合、 現在までの保険料(ここでは予定保険金)の受領 額は、現在までの保険金のためだけでなく、将来 の期の保険金のための金額を含んでいる。という ことになる。図表3-1-5-2で示されるように、

### 図表 3-1-5-1 予定保険金額と将来予定保険金支払総額の比較(一時払)



図表3-1-5-2 予定保険金額と将来予定保険金支払総額の比較(平準払)



③現時点の予定保険金額は、①現在までの保険料受領額から②現在までの保険金支払額を控除した金額であり、これは、将来の期の保険金のために受領した保険料であり、いわば、受領済の保険料の次期以降への配分額と捉えることもできるだろう。この金額は、現時点における元手であり、そして、将来における保険金の支払に伴い減少することになる。一方、⑤将来における保険金支払総額)は、保険者が保険契約を履行するために支払うことになると考えられる予定額を意味するのであって、現在までに保険料としていくら受領しているのか

というところには規定されない。

平準払を想定すると、両者の違い、つまり予定 保険金額では現在までの保険料受領額を評価の基 礎とする一方、将来予定保険金支払総額では将来 において見込まれる保険金の支払額を評価の基礎 とする点を、(一時払に比し)より鮮明に捉えら れる。

### ⑥ 収収相等の原則

図表 3-1-5-1 及び図表 3-1-5-2を式で表せば.

①現在までの保険料受領額

- + 4 将来における保険料受領予定額
- = 2 現在までの保険金支払額

+⑤将来における保険金支払予定額…A式となるが、この式は、伝統的な保険数学における、収支相等の原則を示すものである。

<sup>31) 「</sup>配分」という語彙には、何か人為的な基準でもって、何かの総額を按分していくような印象を伴うが、ここでは、そういった意味合いでは使用していない。「受領済の保険料の次期以降への配分額」というのは、あくまで、次期以降の保険金のために必要な保険料のうち、当期までに受領済のものであって、それは、何か規則的な基準に従って、決められた金額ではない。

<sup>32)</sup> これらの図表は、友岡教授との議論から着想を得たものである。

<sup>33)</sup> この原則については、岡田 [2010] 40頁及 び山内 [2009] 197頁を参照。

A式は.

- 1 現在までの保険料受領額
  - ②現在までの保険金支払額
- = 5 将来における保険金支払予定額

- 国将来における保険料受領予定額…A'式と変形することができる。A'式の左辺, つまり ①- ②は、③現時点における予定保険金額を表しており、これは、現在受領している保険料のうち、将来の期の保険金支払のために受領している金額を意味している。またA'式より、この金額は、右辺、すなわち⑤- ④とも一致する。右辺は、将来の保険金の支払と保険料の受領を勘案すると、現時点において、保険者が将来の保険金支払のために保険料として受領しておくべき金額を意味していると考えられる。A'式は、伝統的な(生命)保険数学における保険負債(責任準備金)の算出方式と同様のものである。

保険金等の見積りが、契約開始時点から変化することがなければ、A'式の左辺と右辺の金額、つまり、現時点において将来のために、保険料として受領している金額と受領しておくべき金額は一致するが、将来の見積りに変化が生じる場合には、右辺が変化するため、両辺は一致しなくなると考えられる。この点については、(2)①で触れる。

ところで、A及びA′式の②と⑤については、 ともに保険金支払額という意味を有していたが、 これは、保険料の受領額(①及び④)の各期への 配分額ともいえる。つまり、A式は、

①現在までの保険料受領額

- + 4 将来における保険料受領予定額
- = ②現在までの期に係る保険料額
  - +5将来の期に係る保険料額

と捉えることもできる。この式は、伝統的な保険

数学における収支相等の原則を示した式を,会計における収入額評価(とりわけ,現在の元手)の 視点から捉えたものともいえ,いわば,収収相等 の原則を示すものと考えられる。

A式を変形すると、A′式は.

- □現在までの保険料受領額
  - ②現在までの期に係る保険料額
- = 5 将来の期に係る保険料額
  - 4将来における保険料受領予定額

となる。両辺は③現時点における予定保険金額を意味する。これは、左辺からみると、現在までの保険料受領額のうち、将来の期のために受領している金額を示し、一方、右辺からみると、現時点において保険料として将来の期のために受領しておくべき金額を示していることになる。右辺は、4将来において受領できる予定の金額だけでは、5将来の期のための保険料額に達することができず、従って、この不足額については、現在までに受領しておくべきであることを表しているといえるだろう。

なお、ここでは、⑤の議論を延長させて、保険料は予定保険金額のみで構成されていること、すなわち、A'式(あるいはA式)の「保険料」というのは予定保険金額を意味するということを前提にして議論を進めたが、この式は、予定保険金額とともに図表3-1-4の左上の欄に属する正常収入額や総収入額においても、同様に適用できる。すなわちA'式の「保険料」が正常収入額を意味すると考えれば、この式の両辺は、現時点における正常収入額を示すし、A'式の「保険料」を総収入額として捉えれば、両辺は、現時点における総収入額を示す。

### (2) 見積りの変更の会計処理

将来の保険金等に関する保険者の見積りは、契 約当初から時を経るにつれて変化する。ここでは、 保険者の見積りに変更が生じ、その変更を会計に 反映させようとする場合に、どのような会計処理 が考えられるのかということを検討する。

- ① 現在の元手
- ・本来受領できる (すべき) 保険料

まず、図表3-1-4の左上の欄に当てはまる評価において最新の見積りを織り込むとすると、保

<sup>34)</sup> 伝統的な(生命)保険数学では,この式の 左辺を過去法,右辺を将来法と呼ぶ(山内 [2009] 198頁を参照)。

<sup>35)</sup> 注31) と同様。②は現在までの期の保険金のために必要な保険料であり、そして、⑤は将来の期の保険金のために必要な保険料であって、何か人為的な基準でもって保険料総額を按分した金額が、両者に割り当てられるわけではない。

険負債は、最新の見積りに従えば、保険者が保険 料として本来受け取ることができる金額で評価さ れると考えられる。例えば、最新の見積りによる と、将来支払われる保険金の予定額が、契約当初 におけるそれよりも増減するとしよう。さきに示 したように、保険料の算出式を最も単純に表すと、 保険料=予定保険金額+報酬 (RP 及び SP) なの であるから、最新の見積りにより、(保険料の構 成要素の1つである)予定保険金額が増減すると、 それに伴い、保険者が、この保険契約を引き受け ることに対して、本来であれば受け取ることがで きると考えられる保険料の金額も増減する。そし て、最新の見積りに基づいて保険負債を評価する と. その評価額と当初の見積りに基づく評価額と の間に差が生じ、この差額は損益として認識され る。これは、「最新の見積りに従えば、保険料と して本来○○受け取ることができるはずだが、実 際の受領額は△△しかない(あるいは△△もあ る)」ということを示しており、いわゆる機会損 益の意味合いを有していると考えられる。

### ・3つの会計処理方法

あるべき保険料水準を保険負債の評価に反映さ せる会計処理方法には、3つあると考えられる。 まず1つめは、現時点までに受領した保険料額は 所与としたうえで、将来の各期に受領すべき保険 料の水準を計算し、将来時点において保険料を受 領する度に、その受領額をあるべき受領額にいわ ば修正するという方法である。これを第1法と呼 ぶことにする。第1法では、現時点では保険負債 の評価額は何ら変化しないが、 将来において保険 料が受領されると、その都度保険負債の評価が修 正され、実際の受領額とあるべき受領額の差額が 損益となる。つぎに2つめは、第1法とは逆に、 将来見込まれる受領額ではなく、現時点までに受 領した保険料をあるべき受領額に修正する。これ を第2法と呼ぶことにする。この方法では、将来 見込まれる保険料受領額が、あるべき保険料受領 額の水準に達しないあるいは超過する場合、その 差額は、現在までに保険料として受領しておくべ き金額あるいは過大に受領している金額である. という前提を置いているものと考えられる。第2 法では、現時点で保険負債の評価額が修正される ことになり、見積り変更前と変更後の保険負債の 評価額の差額が損益として認識される。将来時点 における修正は、再度の見積りの変化がない限り 生じない。さらに3つめ、つまり第3法としては、 最新の見積りをもとに、契約当初に遡って、ある べき保険料を再計算し、その保険料水準を評価に 反映させるというものが考えられる。この方法に よると、現時点のみならず、将来の保険料入金時 に保険負債の評価が修正されることになる。現時 点における保険負債の評価額の修正は、現時点ま での保険料受領済額をあるべき受領額に修正する ことを意味し、見積り変更前と変更後の保険負債 の評価額の差額は、現時点における損益となる。 また、将来時点において保険料が入金される度に、 保険負債の評価額が修正され、実際の受領額とあ るべき受領額との差額がその時点の損益となる。

これらの方法について、(1) ⑥で述べた A'式  $\square$  現在までの保険料受領額

- ②現在までの期に係る保険料額
- = 5 将来の期に係る保険料額
  - 4 将来における保険料受領予定額

<sup>36)</sup> つまりは、「最新の見積りに従って、いま、保険契約を引き受けるとすれば、保険料として
○○受領できる(すべき)」という考えを基礎にしているといえ、これは、いわゆる借換収入
(現在入口価値ともいわれる)における考え方に類似するものと考えられる。借換収入の概念については、佐藤[1995]、醍醐[1997]、Macve and Serafeim [2006]、Horton et al. [2011]を参照。また、保険負債における借換収入(現在入口価値)評価を検討しているものに、Macve and Serafeim [2006]、小川[2008]、Horton et al. [2011]、羽根 [2012] などが挙げられる。

<sup>37)</sup> 財務会計における機会損益の認識は、検討 すべき論点であるが、ここでは取り上げない。

<sup>38)</sup> また、「現在の元手」という視点からみると、最新の見積りによれば受領すべき保険料額>実際の受領額の場合には、両者の差額を損失として認識することによって、保険料の受領による(資金の)調達ができない代わりに、内部留保による(資金の)調達を図っていると捉えられる。逆の場合には、実際の受領額のうち、(最新の保険料水準に照らすと)過大である部分について、「支払に向けられない」と判断されて、利益認識されるものと捉えられる。

に照らして考えてみる。見積りの変更により、予 定保険金額が増減すると、この保険契約を引き受 けることに対して, 本来であれば受け取ることが できる (=受け取るべき) 保険料の金額も増減す る。増減額を $\delta$ とすると、これは、A'式の5が  $\delta$ だけ増減することを意味している。第1法では、 見積りの変化に合わせて、A'式の右辺の国の将 来の各期における保険料受領見込額を、あるべき 保険料水準に修正する。この修正により、 4は合 計で $\delta$ だけ増減する。一方、第2法では、将来の 見積りの変化に対応するため、左辺の $\Pi$ を、 $\delta$ だ け増減させて、現在までに受領しておくべき金額 に修正する。そして、第3法では、A'式の①現 在までの保険料受領額を、現在までに受領すべき 保険料額に修正し、 4将来における保険料受領予 定額を, 将来において受領すべき保険料額に修正 する。①と4の増減額の合計は、5の増減額であ るδと一致する。

こういった会計処理により,見積り変更後も, A'式の均衡は保持される。

上記では、見積りの変更により予定保険金額が 増減して. 受領すべき保険料額(予定保険金部 分) が増減することを想定したが、保険料を構成 するもう1つの要素である報酬が、見積りの変更 により増減して、その結果、受領すべき保険料額 が増減することも想定される。例えば、直近の状 況において、保険契約に係る不確実性が高まって いるあるいは低下している場合には、保険契約を 引き受けるために不可欠な報酬である RP につき. 本来であれば受領すべき金額は、実際見込まれる 受領額よりも増減することが考えられるし、また、 保険者の信用や競争力が高まっているあるいは低 下している場合には、保険者が受領できる(すべ き) SPの金額が、実際の受領額よりも増減する ことが考えられる。こういった場合においても, さきにみた, 予定保険金額の増減と同様の会計処 理が行われる。

既述のように、図表3-1-4の左上の欄には、 予定保険金額,正常収入額,総収入額評価が当て はまる。予定保険金額評価においては、保険料の うち予定保険金額部分について見積りの変更が生 じる場合,正常収入額評価においては、保険料の うち予定保険金額あるいは RP の部分について見 積りの変更が生じる場合、そして、総収入額評価においては保険料を構成する全要素、すなわち、予定保険金額、RP、あるいはSPについて見積りの変更が生じる場合に、見積りの変更が評価に反映されることになる。

どの評価であっても、上記の3つの方法を適用できると考えられ、従って、評価と会計処理方法の組合せとしては、9通りあるということになる。

39) 例えば、(生命保険契約といった) 長期 (n 期間)の保険契約について検討してみる。保険料を保険期間中の各期首に受領することを想定し、また、総収入額(評価) を前提にすると、1契約あたりの平準払保険料 Pは、A式(変更前)

 P×1期首契約件数+P×2期首見込残存契約件数+…+P×n期首見込残存契約件数

 = (1期に係る予定保険金額、RP,SP) +

 (2期に係る予定保険金額、RP,SP) +

 …+ (n期に係る予定保険金額、RP,SP)

を解いて、Pを算出し、その数値をA式(変更前)のPに代入する(単純化のため予定利率は0%としている)。ここで、1期が終了すると、A式(変更前)の実線部分は確定する。A式(変更前)の実線部分を左辺に、それ以外を右辺に集めると、A'式(変更前)が出来上がる。

1期末時点で、保険者の見積りに変化が生 じ、2期に係る RPとして受領すべき金額のみ δだけ増加することを想定する。第1法では、 実線部分は所与にして、2期以降のあるべき平 準払保険料 P'を計算する。A式(変更後)

 P×1期首契約件数
 + P'×2期首見込残存契約件数

 約件数+…+P'×n期首見込残存契約件数
 = (1期に係る予定保険金額、RP,SP)
 +

 (2期に係る予定保険金額、RP,SP + δ)
 +

 …+(n期に係る予定保険金額、RP,SP)

を解いて、P' を算出し、その数値を A式(変更後)の P' に代入する。つぎに、第 2 法では、  $\delta$  分は既に 1 期の保険料として受領しているべきものと考えるため、A式(変更後)は、

 $\frac{P \times 1$  期首契約件数 +  $\delta$  + P × 2 期首見込残存契約件数 +  $\cdots$  + P × n 期首見込残存契約件数 =  $\frac{(1 \text{ 期に係る予定保険金額, RP, SP)}}{(2 \text{ 期に係る予定保険金額, RP, SP} + \delta)}$  +  $\cdots$  +  $\frac{(1 \text{ n } \text{ n }$ 

となる。最後に、第3法では、1期首に遡って、あるべき平準払保険料P″を計算し直す。メ

### ② 将来の支払義務

### 支払見込額の増減

つぎに、図表3-1-4の右下の欄に当てはまる 評価において最新の見積りを織り込むことを検討 する。ここでの保険負債は、将来の支払義務を意 味し、将来予定保険金支払総額で評価される。そ うすると、例えば、現時点において、将来の保険 金の支払額が当初の見込みよりも増減すると考え られるのであれば、その分だけ、支払義務たる保 険負債も増減すると考えられる。

### ・2つの会計処理方法

この、保険負債の増減額の会計処理には、2つの方法があると考えられる。1つは、保険負債の増減と同時に、期待利益を変動させるというものであり、これを a 法とする。 a 法によれば、将来予定保険金支払総額が増加し、保険負債が増加すると、期待利益はその分減少する。反対に、将来予定保険金支払総額が減少し、保険負債が減少すると、期待利益は同額だけ増加する。もう1つの方法としては、保険負債の増減に伴って、それを

### なわち、A式(変更後)

 P"×1期首契約件数
 + P"×2期首見込残存契約件数

 約件数+…+ P"×n期首見込残存契約件数
 = (1期に係る予定保険金額、RP, SP)
 +

 (2期に係る予定保険金額、RP, SP + δ)
 +

 …+ (n期に係る予定保険金額、RP, SP)
 +

を解いて、P"を算出し、その数値をA式(変 更後)のP"に代入する。

A式(変更後)の実線部分を左辺に、それ以外を右辺に集めると、A'式(変更後)が出来上がる。

なお、上記の RP 及び SP は、伝統的な(生命)保険数学でいうところの、安全割増(成川 [2011] 46頁を参照)に相当する。本稿は、安全割増部分を RP と SP に区分して、検討を行っているものであるとも捉えられる。

- 40) 第1法, 第2法及び第3法は, 見積りの変更を織り込むための会計処理方法として一般に考えられている, prospective approach, catchup approach 及び retrospective approach に類似するものと思われる。
- 41) 第1法, 第2法及び第3法のうち, どれが 会計処理方法として妥当であるかという点は, 今後の検討課題としたい。

損益に認識するというものが挙げられ、これを b 法とする。つまりは、将来予定保険金支払総額が増加し、保険負債が増加すると、同額だけ費用が認識され、反対に、将来予定保険金支払総額が減少し、保険負債が減少すると、同額だけ利益が認識される。

2. (2) ②の議論では、期待利益は、資本の部に計上され、保険負債や保険資産の動きに従属して変化するものであることを述べた。そうすると、保険負債が増加(減少)すれば、それに対応して、期待利益が減少(増加)するものと考えられるため、従って、上記のa法が、見積り変更時の会計処理として適切なのではないかと思われる。

仮に、b法を選択すると、将来予定保険金支払総額の増減により生じた保険負債の増減額と同額が損益認識されることになる。しかしながら、それはあくまで将来時点における支払額の増減を意味するのであって、そういった性質のものを現時点(当期)における損益として認めるところに疑問を覚える。つまりは、当期における実際の保険金支払額が当期に予定された保険金の支払額を上回るあるいは下回る場合には、前者と後者の差額が、当期の損益として認識されるだろうが、対照的に、当期とは関係のない、来期以降に係る保役のに、当期とは関係のない、来期以降に係る保役のに、当期とは関係のない、来期以降に係る保役のに、当期とは関係のない、来期以降に係る保役のに、当期とは関係のない、来期以降に係る保役のに、当期とは関係のない、を関いるに、当期とは関係のない、を関いる。

### ·保険資産

なお,この評価においては,将来の保険料の受 取権利たる保険資産が借方に計上されるが,保険 資産についても,上記の保険負債の議論が同様に

<sup>42)</sup> FASB [2013] では、契約開始時点において、将来の予定総収入額(将来 CIF)が予定総支出額(将来 COF)を上回るのであれば、借方に保険契約資産が計上され、貸方には期待利益(margin)が負債の一項目として計上される。一方、契約開始後に、見積りの変更が生じ、将来の予測されるキャッシュフローの流列が当初の見積りより増減する場合には、その増減額は損益として認識することを提案している(この会計処理は、本稿でいうところの b 法に該当するものであるように思われる)。「財務諸表の利用者に透明性を提供する」(para. BC245を参照)ということが、この会計処理を提案する理由のようである。

当てはまる。すなわち、見積りの変更により、将来受領する保険料の見込額が増減すると、これに応じて、期待利益が増減すると考えられる。将来受領する保険料の見込額が増加すると、保険資産が増加して、従って期待利益も増加し、反対に、将来受領する保険料の見込額が減少すると、保険資産が減少し、従って期待利益も減少する。

# ③ 将来の元手

### ・収入見込額の増減

今度は、図表 3-1-4 の左下の欄に当てはまる評価について、検討を行おう。ここでは、保険負債や期待利益は、将来見込まれる保険料の受領総額により評価される。従って、見積りの変更により、将来受領する保険料の見込額が増減すると、保険負債や期待利益が増減することが考えられる。また、この評価では、将来の保険料の受取権利といった意味を有する保険資産が借方に計上されているが、見積りの変更によって将来受領する保険料の見込額が増減すると、この、保険資産も増減すると考えられる。つまりは、将来受領する保険料の見込額が増加すれば、保険負債や期待利益が増加するとともに、保険資産も増加し、一方、将来受領する保険料の見込額が減少すれば、保険負債や期待利益が減少するとともに、保険資産も減

43) 例えば、保険者と保険契約者との間で契約の改訂が合意され、保険料水準が従来よりも増減する場合が考えられる。また、当期中に保険契約への中途加入(解約)があった場合には、将来の残存期間に亘って、保険料の受領額が、契約当初の見込みよりも増加(減少)すると考えられる。あるいは、残存契約期間において解約の増加が見込まれ、残存契約件数が当初の見込みより減少することが想定される場合も考えられる。

また、特に生命保険契約では、死亡者数(死亡率)が当初の見込みよりも増加(減少)すると、反対に、残存する契約者数(生存者数)は減少(増加)するので、契約の残存期間における保険料の受領見込額は、契約当初のそれよりも減少(増加)する場合が考えられる。

- 44) 期待利益は、保険負債を将来正常収入額で、 あるいは、将来予定保険金額で評価する場合に 計上される。
- 45) 保険料の受領見込額が増減する原因は,注 43) と同様である。

少することになる。

なお、ここでの会計処理は、保険負債、期待利益、そして保険資産を、あくまで、将来受領されると見込まれる金額によって評価するものである。一方、これらの勘定を、将来受領すべき金額により評価しようとする考え方もあるかもしれない。そこでは、最新の見積りに従って、いま、保険契約を引き受けるとすれば、保険料として将来の契約期間に亘り受領できる(すべき)金額をもとに評価が行われる。そうすると、貸借対照表は、「将来の資金調達の豊かさ」を示すのではなく、むしろ、「将来のあるべき(あってほしい)資金調達額」を示すことになると考えられる。

46) なお、将来正常収入額と将来予定保険金額評価では、正確には、保険料を構成する要素のうちのどれに変更が加えられるのかによって、保険負債と期待利益のどちらが増減するのかが異なってくる。将来正常収入額では、契約の改訂により、保険料のうち、予定保険金額あるいは RPが増減する場合は、保険負債が増減するが、一方、SPが増減する場合は、契約の改訂により、保険料のうち、予定保険金額が増減する場合は、保険負債が増減するが、一方、RPあるいは SPが増減する場合は、期待利益が増減する。

以上は、保険料の水準が、契約の改訂といった理由により変更される場合であったが、一方、保険料の水準はそのままであるが、当期中の中途加入・解約により将来の保険料受領額が増減すると考えられる場合や、残存契約期間において解約の増加が見込まれ残存契約件数が当初の見込みよりも減少することが考えられる場合、これらは、いわば(想定される)契約件数の変更であるので、保険者が受領することが見込まれる保険料は、どの構成要素においても、増減すると考えられる。

47) 例えば、将来予想されるキャッシュアウトフローが増加して、保険負債が増加する場合を想定すると、IASB [2013] では、保険負債の増加に従って、保険者の期待利益のうちの contractual service margin (本稿でいうところのSPに相当)を減少させる (para. BC31)。一方、保険者の期待利益のうちの risk adjustment (本稿でいうところの RPに相当) については、将来予想されるキャッシュアウトフローの増加に伴って、それ自体が再評価されることになる。人

### ④ 現在の支払義務

# ・清算価格の増減

最後に、図表3-1-4の右上の欄に当てはまる評価というのは、いわば清算価格を意味している。ここでは、「見積りの変更」を評価に反映させる、というよりも、当期の清算価格を新たに算定して、その価格でもって評価を行う、ということが考えられる。そして、当期と前期の清算価格の差が、当期の損益として認識されることになる。

➤ 将来予想されるキャッシュアウトフローの増加 により、保険契約に係る不確実性が増す状況を 想定すると、そういった不確実性を保険者が負 担することへの報酬と考えられる risk adjustment の評価額も増加することが考えられ、 IASB [2013] では、この増加額を、現在(当 期)の損失として認識する(para. 60 (b))。

このように IASB [2013] では、期待利益の 各要素によって、見積り変更時の会計処理が異 なる。つまり、contractual service margin につ いては、本稿でいうa法と同様の会計処理が適 用されているが、一方、risk adjustment につい ては、本文で述べたような、最新の見積りに従 って、いま、保険契約を引き受けるとするなら ば、当該保険契約が有する不確実性に対処する ために、将来の残存契約期間に亘って報酬(保 険料)として受け取るべき金額により評価され ると考えられる。contractual service margin が 差額概念である一方, risk adjustment はそれ自 体独立した概念として、捉えられているようで ある (しかしながら, contractual service margin は、時の経過に伴い利子率分だけ、それ自 体が増価する会計処理も行われる)。

しかしながら、ontractual service margin を 差額概念と捉えるのであれば、risk adjustment の増加についても、それに対応させて、contractual service margin を減少させる会計処理 の方が自然のように思われる(para.BC37(c)には、risk adjustment の変化を、当期に係るものと将来の期間に係るものとに分類することは 難しい、とあり、この記載に注目すれば、IASB [2013] では、実務上の制約を勘案して、(risk adjustment の変化を全て損益として認識するという)簡便的な会計処理方法を提示した、と解釈することもできる)。

ただし、IASB [2013] は、基本的には、経済価値による保険負債の評価を試みているものと考えられ、そこでは、risk adjustment は、経済価値を減価させる、いわゆる資本コストのより

# 4. おわりに ——事前計算と事後計算と——

本稿では、まず2. で、保険負債について、収入額により評価するのか、あるいは支出額により評価するのかということを主要な軸にして検討を行った。そこでは、保険負債は、前者によれば元手を意味し、一方、後者によれば支払義務を意味するということについて述べた。

3. では、この収入額・支出額という軸に、現在・将来の取引額という軸を交差させて、更に整理すると、保険負債の評価は、現在の元手、将来の支払義務、将来の元手、そして現在の支払義務の4つに類型化されることを、図表3-1-4で示した。

→ うに捉えられているように思われる。従って、 risk adjustment の増加は、経済価値の減価に繋がるから、それは損失として認識すべき、ということになるのかもしれない。

ところで、IASB [2013] では、上記のように、 保険負債を経済価値により評価しようと試みて いるようであるが、しかるにそれは理念に留ま っているように思われる。契約開始時には、保 険契約の経済価値 (=将来のネットキャッシュ フローから RPを控除した金額 = SP) は、通 常, プラスになると考えられ, 従って, 保険負 債を経済価値で評価しようとすると、マイナス の保険負債が計上されるはずである。しかしな がら、IASB [2013] では、この、マイナスの 保険負債と同額(つまり SPの金額)を保険負 債(contractual service margin)として追加計 上し,両者の金額を相殺させ,従って,契約開 始時点の保険負債の評価は0である。とする (Example 4を参照)。こういった会計処理は、 マイナスの保険負債の計上に対応して、当該保 険契約に係る SP の全額が、契約開始時に利益 認識されることを防ぐための、ある種の「便法 (越智[2012]85頁の注7)」であるように思わ れる。この会計処理によって、保険負債は、経 済価値によって評価されているとはいえなくな る (羽根 [2013] 25頁も参照)。

注1) で述べたように、経済価値による保険 負債の評価については、改めて別稿にて考察し たい。

48) 事前計算と事後計算という観点からの整理 は、笠井[2012] から着想を得ている。 これらの保険負債の評価と、そこで行われる「計算の内容」との関係について大まかに捉えれば、図表4-1のように示すことができると思われる。

まず、左上の欄に該当するもの、すなわち、現 在の元手たる保険負債は、現在までに行われた取 引額に基づき評価される。また、 そこで認識され る損益には、保険契約に関する当期の保険者の報 酬. 受領した保険料を有価証券に投下している場 合には有価証券利息、そして保険負債(元手)が (予定利子率分だけ) 増価することに伴い発生す る支払利息が挙げられるが、これらは、保険者が 当期中に稼得した利益あるいは負担した費用であ ると考えられる。このように、保険負債を現在の 元手としてみると、そこでは、いわゆる事後計算 が行われていると捉えられる。 つまり、貸借対照 表では、保険負債は、現在までの取引の結果、現 在元手として機能している金額で評価され、有価 証券は、当期中の運用成果である有価証券利息分 だけ増価した金額で評価される。また、損益計算 書では、当期中に保険者が稼得した成果と、資金 (元手) の調達のために保険者に帰された財務費 用が認識される。これらは、保険者の当期の活動 を. 会計において事後的に描写したものといえよ う。

ただ、ここに当てはまる評価のうち、予定保険金額評価において認識される利益には、2.(1)②で述べたように、期待利益の域を出ていないもの、すなわち、保険者が当期中に稼得した成果とは未だいえないものが含まれることになり、従って、ここで行われている計算というのは、事後計算であるとは言い切れない。

つぎに、右下の欄に該当するもの、すなわち、 将来の支払義務を意味する保険負債は、将来の取 引額を基礎として評価され、そこでの評価におい て現在までの取引額は関与しない。また、この評 価では、将来の受取権利たる保険資産も計上され ることになるが、保険資産についても、その評価 は将来の取引額を基礎にして行われる。この点を 鑑みると、そこでは、いわゆる事前計算が行われ るものと理解される。

ただし、例えば、保険料を一部受領し、現金が 増加し、その分保険資産が減少したとし、そして、 その受領した現金を有価証券に投下して, 当期中運用し, その成果として有価証券利息を得た場合,貸借対照表には,有価証券利息分だけ増価した有価証券が計上され,損益計算書では,当期中に運用した成果である有価証券利息が認識される。これらは,現在の元手のところで検討したように,事後計算の領域のものと考えられる。

このように、保険負債に右下の欄の評価を適用すると、そこでは、事前計算と事後計算の両方が行われ、貸借対照表においては、いわば事前計算的な要素(勘定)である保険資産、保険負債及び期待利益と、事後計算的な要素(勘定)である有価証券とが、計上されることが分かる。

損益計算書の構成要素の代表的なものとしては. 保険契約に関するものと、有価証券利息が挙げら れる。有価証券利息は上述のように、事後計算の 領域のものと考えられる。一方、保険契約に関す る損益は、保険料の受領・保険金の支払に伴って 保険資産・負債が増減すると、これに連動して、 期待利益から捐益への振替が行われるため、その 結果, 現金主義におけるそれと同様になることを, 2. (2) ②で示した。現金主義ということは. 要は、保険料の受領とともに、そこに含まれてい る SP のみならず、RP さらには予定保険金額をも、 利益認識することになる。RPや予定保険金額と いうのは、保険料の入金時点では、将来支払に向 けられる可能性がある部分であると考えられる。 ここで行われている計算というのは、 当期に保険 者が稼得したと判断される成果を示しているとは いえず、従って、事後計算であるとは言い切れな いように思われる。

つぎに、保険負債に、左下の欄の評価を適用し

また、見込財産は、あくまで将来保険者の財産となる予定のものなのであるから、これを、現実財産たる有価証券のように、「運用する」ことはできない。

<sup>49)</sup> 保険資産は、あくまで将来の現金受領の予定を示すものであって、有価証券のように、実際に他の財(ここでは現金)との交換により取得して現に保有しているものとは、毛色が異なる。有価証券の特徴を現実財産とすれば、保険資産の特徴は、いわば、見込財産ということになるだろう。この点については、友岡教授との議論より示唆を得た。

		収入額	7	<b></b>
	意味	計算内容	意味	計算内容
現在までの取引額を基礎	現在の元手	事後計算	現在の支払義務	清算時計算
将来の取引額を基礎	将来の元手	事前計算と事後計算	将来の支払義務	事前計算と事後計算

図表 4-1 保険負債の評価と計算内容

た場合を検討する。左下の欄に該当する保険負債は、将来の元手を意味し、それは将来の取引額により評価される。また、この評価では、将来の受取権利といった意味を有する保険資産も計上されることになるが、保険資産についても、その評価は将来の取引額を基礎にして行われる。従って、左下の欄においても、右下の欄と同様に、そこでは、事前計算が行われているものと考えられる。

ただし、ここにおいても、事前計算のみ行われるわけではない。貸借対照表に計上される有価証券は、さきに述べたとおり、事後計算の領域のものといえる。

また、保険負債に左下の評価を適用する場合、3. (1)②で述べたように、保険負債に、保険負債(未実施)(=将来の元手)と保険負債(実施済)(=現在の元手)という2つの小項目を設ける点が特徴的である。これは、つまり、保険負債として、事前計算に関与するものと事後計算に関与するものの2つが計上されることを意味するものといえる。

従って、この場合、貸借対照表においては、事前計算的な要素である保険資産、保険負債(未実施)及び期待利益(将来正常収入額評価と将来予定保険金額評価の場合)と、事後計算的な要素である有価証券(または現金)と保険負債(実施済)とが、計上される。

損益計算書には、事後計算の要素である、保険契約に関する当期の保険者の報酬、有価証券利息、そして保険負債(実施済)(=現在の元手)の増価に伴う支払利息が認識される。一方、事前計算の要素である保険資産が時の経過により増価しても、それと同様に、保険負債(未実施)や期待利益も時の経過により増価するため、これら事前計算の要素が損益計算書に認識されることはないと考えられる。

なお,保険契約に係る当期の保険者の報酬は, 事後計算的な要素であると述べたが,左下の欄に 当てはまる評価のうち、将来予定保険金額による 評価では、左上の欄の予定保険金額評価と同様の 利益認識が行われる。従って、ここで行われる計 算は、事後計算であるとは言い切れない。

最後に、右上の欄に当てはまる評価について検討する。ここには、解約価格や再保険価格基準値といった評価が該当するが、これらの評価では、3.(1)③で述べたように、保険者が保険業を清算するような状況が仮定される。従って、保険負債を解約価格あるいは再保険価格基準値で評価することにより、いわば、清算時(を仮定した)計算が行われると考えられる。貸借対照表に計上されているものは、全て清算価格で評価され、損益計算書から算出される損益は、当期末と前期末の清算価格の変動額として捉えられる。

以上の議論に基づき、図表4-2では、各評価における B/S と P/L を簡潔にまとめている。

<sup>50)</sup> ただし、清算を仮定した評価は、現行の会計の前提の1つである、いわゆるゴーイング・コンサーンの前提に悖るものであると考えられる。この点については、友岡教授との議論より示唆を得た。また、Macve and Serafeim [2006] p.9及び Horton *et al.* [2011] p.499も参照。

図表 4-2 各評価における B/S と P/L

	収入額	-		文出額	
	B/S	P/L	B/S	'S	D/L
・総収入額または正	:常収入額評価		<ul><li>解約価格及び再保険価格基準値</li></ul>	価格基準値	
資産の部	負債の部	報酬(事後)	資産の部	負債の部	資産・負債の清算価格変動差額
有価証券(事後)	保険負債 (事後) 資本の部	有価証券利息 (事後)   △支払利息 (事後)	有価証券 (清算)*	保険負債 (清算) 資本の部	利益(清算)
	利益(事後)	利益(事後)		利益 (清算)	
· 予定保險金額評価	1-				
	負債の部	報酬(事後?)			
有価証券(事後)	保険負債 (事後)   答本の部	有価証券利息(事後)   ヘ专払利自(事後)			
	利益(事後?)	利益(事後?)			
·将来総収入額評価			·将来予定保險金支払総額	総額	
資産の部	負債の部	報酬 (事後)	資産の部	負債の部	利益 (期待利益振替)
有価証券 (事後)	保險負債(実施済)(事後)	有価証券利息 (事後)	有価証券 (事後)	保險負債 (事前)	(=保險料収入)
保険資産 (事前)	保險負債(未実施)(事前)	△支払利息 (事後)	保険資産(事前)	資本の部	△費用 (期待利益振替)
	資本の部	利益(事後)		期待利益 (事前)	(=保險金支払)
	利益(事後)			利益(事後?)	有価証券利息 (事後)
<b>常第七号第七号第</b>	H				利益(事後?)
时本止 吊収入領計					
資産の部 有価証券 (事後)	負債の部   保険負債(実施済)(事後)	報酬 (事後)   有価証券利息 (事後)			(事後?)
保険資産 (事前)	保険負債(未実施)(事前)	△支払利息 (事後)			
	資本の部	利益 (事後)			
	期待利益(事前)				
	利益(事後)				
· 将来予定保險金額	(評価				
資産の部	負債の部	報酬 (事後?)			
	(実施済)	有価証券利息 (事後)			
保険資産 (事前)	保険負債(未実施)(事前)	△支払利息 (事後)			
	資本の部	利益(事後?)			
	期待利益(事前)				
	11米/車後の)				

この欄では,有価証券は全て売却時価で評価されるが,一方,他の欄では,有価証券の評価は保有目的別に行われることが考えられる。

### 参考文献

- 醍醐聰 [1997]「負債の時価評価と利益計算」『會計』 第152巻 6 号:789-801頁。
- FASB: Financial Accounting Standards Board [1985], Elements of Financial Statements, SFAC No.6.
- ——— [2013], Exposure Draft, Insurance Contracts (Topic 834).
- 羽根佳祐 [2012] 「保険負債の測定属性に関する考察 ——会計上のミスマッチの観点から——」『商学 研究科紀要』第74号:155-173頁。
- ------ [2013]「IASB 保険会計プロジェクトの批判 的検討」早稲田会計研究センター『オケージョナ ル・ペーパー』 2013. 2. 1:1-27頁。
- Horton, J., R. Macve., and G. Serafeim [2011], "Deprival value' vs. 'fair value' measurement for contract liabilities: how to resolve the 'revenue recognition' conundrum?, "Accounting and Business Research, 41 (5): pp.491–514.
- IASB: International Accounting Standards Board [2010], Conceptual Framework for Financial Reporting.
- [2013], Exposure Draft, Insurance Contracts.
- Ijiri, Y. [1975], Theory of Accounting Measurement. American Accounting Association. (井尻雄士『会計測定の理論』東洋経済新報社, 1976年。)
- 笠井昭次 [2005] 『現代会計論』慶應義塾大学出版会。 ———— [2012] 「資産負債観の説明能力——資産除 去債務(1)——」『三田商学研究』第55巻 5 号:1-26頁。

- 黒川行治 [1997] 「年金基金資産・負債のオンバランスの論理」『JICPA ジャーナル』 第 9 巻10号:38-45頁。
- Macve, R. and G. Serafeim [2006], "Deprival value' vs 'fair value' measurement for contract liabilities in resolving the 'revenue recognition' conundrum: towards a general solution," LSE Working Paper.
- 成川淳 [2011] 『生命保険の数学』オーム社。
- 西澤健次 [2012] 「資本等式雑考」 『商経論集』 第47巻 第3・4号:111-116頁。
- 野口悠紀雄・藤井眞理子 [2000] 『金融工学――ポートフォリオ選択と派生資産の経済分析――』ダイヤモンド社。
- 越智信仁 [2012] 『IFRS 公正価値情報の測定と監査 ――見積り・予測・リスク情報拡大への対応』国 元書房。
- 小川淳平 [2008] 「保険契約に関する会計上の測定 ——保険契約・収益認識の改訂プロジェクトにお ける測定属性の整合性——」『生命保険論集』第 164号:67-100頁。
- 岡田太 [2010]「保険の構造と特徴」下和田功編『は じめて学ぶリスクと保険〔第3版〕』有斐閣,38-52頁。
- 佐藤信彦 [1995]「負債の測定と割引現在価値計算の 本質」『會計』第147巻5号:609-623頁。
- 友岡賛[2012]『会計学原理』税務経理協会。
- 山内恒人 [2009] 『生命保険数学の基礎 アクチュア リー数学入門』東京大学出版会。

[慶應義塾大学大学院商学研究科後期博士課程]